

当社が別に定める内容について

ソフトバンク株式会社

規約	条	項	規定内容	別に定める内容	
SoftBank 光サービス規約	2	1	当社が別途定める本サービスの提供品目	<ul style="list-style-type: none"> ■東日本エリア <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー/ファミリー・ハイスピード/ファミリー・ギガスピード/ファミリー・ライト ・マンション/マンション・ハイスピード/マンション・ギガスピード ■西日本エリア <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー/ファミリー・ハイスピード/ファミリー・スーパーハイスピード/ファミリー・ライト ・マンション/マンション・ハイスピード/マンション・スーパーハイスピード 	
		2	当社が別途定める本サービスの提供タイプ	・ファミリー ・マンション	
		3	日本の全都道府県のうち当社が別に定める区域とします。	本ページ下部 別表 1	
		5	当社が別に定めるところにより付加機能を提供します。	同規約内第2条第(23)号に定義	
		11	当社が別途定める利用条件等	光BBユニットをレンタルされる場合、IPv6 IPoE+IPv4によるサービス提供となります。	
		13	4	契約者ID番号等および当社が別に定める認証方式	会員認証に必要なIDとパスワードは、サービスお申し込み後に郵送またはSMSでお送りする「ご利用開始のご案内」に記載
		18	9	別途定める事務手数料	当社または集金代行業者が発行する払込票に記載
		28	3	別途当社が指定する一部のサービス	同規約内第28条第4項に定義
		34	1	当社が別に定める順位	本ページ下部 別表 2
		45	1	当社が別に定めるところにより発信者番号通知を行います。	SoftBank 光においては、その契約者回線を利用回線とする音声利用 I P 通信サービスに係る契約者回線番号と同一の番号を契約者ID番号等として利用した発信者番号通知を行います。
機器レンタル規約	10	2	別途定める「違約金」または「修理交換料金」	機器返却のご案内ページ (http://ybb.softbank.jp/support/inquiry/return.html) に記載	
		11	1		当社が別途定める方法
		11	1		当社が指定する場所
		13	1		各接続機器返還先住所については別途定めるもの
リモートサポートサービス (N) 利用規約	2	8	本サービスを利用するために当社が指定した電話番号	サービスお申し込み後に郵送またはSMSでお送りする「ご利用開始のご案内」にて、お申し込みいただいた会員にのみ案内します。	
テレビ伝送サービス利用規約	4	1	当社が別途定める提供区域	[東日本エリア] 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、福島県、北海道の各一部地域 [西日本エリア] 大阪府、和歌山県、京都府、奈良県、滋賀県、兵庫県、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、広島県、岡山県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県の各一部地域	
		5	1	当社が別途定める登録一般放送事業者	スカパーJSAT株式会社 株式会社愛媛CATV
		24	1	当社が別途定める順位	本ページ下部 別表 2

■ 別表 1 (SoftBank 光 サービス提供区域)

東日本エリア
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部地域 ^{*1}

西日本エリア
富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県 ^{*1} 、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

*1…静岡県のうち、熱海市および裾野市の一部地域については、東日本エリアでのサービス提供となります。

■ 別表 2 (電気通信設備が故障・滅失した場合の優先順位)

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別に定める基準 ^{*2} に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

*2…別に定める基準は以下(新聞社等の基準)を参照。

(新聞社等の基準)

区分	基準
新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
通信社	新聞社または放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社